

公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会長表彰要領

1. 目的

精神保健福祉向上に献身的な努力をしている者（団体を含む）を表彰し、その労を謝することを目的とする。

2. 表彰の形式

協会長表彰とする。なお、あわせて賞金又は賞品を授与することがある。

3. 表彰基準

埼玉県内で精神保健福祉の向上に献身的な努力をしている者であって、その活動に顕著な功績があったと認められる次の者。ただし、叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰、他の知事表彰を受けた者は除く。また、既に当協会長表彰を受けた者についてあらたに表彰すべき事由が生じたときは、前回表彰時より概ね10年以上経過している者については、再度表彰を受けることができるものとする。

（1）地域精神保健福祉推進者永年勤続表彰（個人表彰）

現に県内の精神科病院、精神科診療所、福祉サービス事業所、行政機関等に勤務する者であって、当該年4月1日現在、県内で20年以上の従事年数を有する個人。

（2）地域精神保健福祉推進者功労表彰（個人表彰）

現に県内の家族会等の自助グループ活動等に従事し、地域の精神保健福祉の向上に永年にわたり献身的な努力をしており、その活動に特に顕著な功績があったと認められる個人。

（3）地域精神保健福祉推進団体功労表彰（団体表彰）

地域の精神保健福祉の向上に献身的な努力をしており、その活動に顕著な功績があったと認められる団体であって、当該年4月1日現在、原則として県内で10年以上の活動年数を有する団体。

（4）精神保健福祉協会活動特別功労表彰（個人表彰）

当協会の発展のため、理事や専門委員会委員長等の要職を歴任して、顕著な功績があった個人。

（5）精神保健福祉協会活動功労表彰（個人表彰）

当協会の発展のため、専門委員会委員等を5年以上務めた個人。

（6）精神保健福祉協会活動支援感謝表彰（個人・団体表彰）

当協会への活動への協力や寄付等で支援くださった個人及び団体（企業含む）。

（7）精神保健福祉協会特別功労表彰（個人・団体表彰）

本協会理事会において、表彰に値する顕著な功績のあったと認められた個人及び団体。

4. 被表彰者の推薦について

（1）病院等の長、保健所長、関係機関等並びに団体会員の長が、前項の表彰基準（1）～（3）の該当者について別紙様式により推薦すること。

（2）地域精神保健福祉推進者永年勤続表彰の推薦にあたっては、1施設3人までとする。

5. 被表彰者の決定について

表彰基準（1）～（3）候補者については、推薦により理事会審議を経て会長が決定する。なお、表彰基準の（4）～（7）については、理事会で候補者を選考、審議を経て会長が決定する。

6. 表彰の場所

公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会定時総会において行う。

附則

この要領は平成13年11月1日から施行する。

附則

この要領は平成19年1月1日から施行する。

附則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成28年11月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年6月1日から施行する。